

2008年12月16日

地方分権改革推進委員会

決 議

本地方分権改革推進委員会が12月8日にとりまとめ、同日、麻生総理大臣に提出した第2次勧告では、地方分権改革推進のため、国の出先機関の廃止など抜本的な統廃合を提言した。これは、地域民主主義からのガバナンスがこれまで十分機能してこなかった国の出先機関を根底から見直す内容であり、第2次勧告の要となる部分である。

こうした要となる部分を着実に実施していくため、本勧告第2章第4節において、国の出先機関改革を断行し、将来的には35,000人程度の出先機関職員の削減を目指すべきであるとする試算を明らかにしている。この試算は、本勧告で政府に対して具体的な措置を求める事項となっている第2章第5節及び第6節の前提となるものである。第4節までを第5節及び第6節と切り分けることなく、一体として踏まえた上で、政府は今年度内に作成する工程表をはじめとして、具体化に向けた措置を進めていく必要がある。将来的な35,000人程度の出先機関職員削減数を目標として設定し、同勧告の趣旨をしっかりと踏まえて取り組むよう、ここに、あらためて政府に強く要請するとともに、本委員会の考えを明確にするものである。